

非木造住宅の耐震補強について

【非木造住宅耐震診断事業・非木造住宅補強計画策定事業】

予想される巨大地震において建物の倒壊等による、人命・財産の被害を最小限とするための対策として「浜松市プロジェクトTOUKAI（東海・倒壊）-O総合支援事業」を創設し、住宅の耐震化の促進に取り組んでいます。非木造住宅の耐震診断、補強計画の作成に必要な費用の助成制度のほか、窓口での相談も随時行っております。

所有者の皆様には、これらの制度を活用し、積極的にお住まいの耐震化を進めていただくようお願いいたします。

1.耐震診断の実施【非木造住宅耐震診断事業】

下記業務に関わる費用の一部を補助します

【業務内容】

建築物の現地調査や設計図書により耐震診断を行い、地震に対する安全性を調べます。

【依頼方法】

耐震診断を実施するには、建築士（設計事務所等）を選んでいただく必要があります。基本的には、ご自身でお選びいただきます。以下の点を参考にお選びください。

- ・建物の設計や建築、改修等に関係した建築士又は工事業者等
- ・（一社）静岡県建築士事務所協会 西部支部事務局 TEL：053-459-2366

【補助対象】

昭和56年5月31日以前に建築、工事に着手した非木造住宅（マツヨリ※を除く）

※マツヨリとは、耐火又は準耐火建築物で、延べ面積1,000㎡以上かつ地上3階以上の共同住宅です。マツヨリについては、建築物耐震診断事業をご利用ください。

【補助額】

1棟ごとに、見積り額と下記助成基準額を比較していずれか少ない額の2/3以内

補助額は千円未満切り捨て

延べ面積		助成基準額 (消費税を含む場合)	
戸建住宅		136,000円	
長屋 共同住宅	1,000㎡以内の部分	3,670円/㎡	左記を 合計 した額
	1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分	1,570円/㎡	
	2,000㎡を超える部分	1,050円/㎡	

2.補強計画の作成【非木造住宅補強計画策定事業】

下記業務に関わる費用の一部を補助します

【業務内容】

耐震診断の結果に基づき、壁の増設や柱の補強等の基本的な補強計画を作成します。

【補助対象】

- ・昭和56年5月31日以前に建築、工事に着手した非木造住宅（マツヨリを除く）
- ・ l_s 値0.6未満又は q 値1.0未満のものを全階において l_s 値0.6以上かつ q 値1.0以上となる補強計画の作成をするもの
- ・補強計画に基づき耐震補強工事の実施を予定するもの

【補助額】

1棟ごとに見積額と助成基準額(1,850円/㎡)とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内。ただし上限123万3千円（補助額は千円未満切り捨て）

※耐震診断・補強計画の作成について、2～3社からの見積をとることをおすすめしています。

3.補強工事の実施【補助制度はございません】

作成した補強計画に基づき、適切な耐震補強工事を実施してください。

<担当窓口>

●浜松市役所 都市整備部 建築行政課 建築耐震グループ

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 浜松市役所 4階

TEL 053-457-2473

§ 非木造住宅耐震診断事業 補助金申請手続きの流れ

補助金の交付申請



補助金の交付決定



耐震診断の実施・判定



耐震診断の完了



補助金の交付確定
及び補助金の交付

申請には、下記の補助申請書類を提出していただく必要があります。

- ① 交付申請書（第1号様式、第3号様式）
- ② 耐震診断に関する見積書の写し
- ③ 家屋の固定資産課税台帳登録証明書の写し
- ④ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（事業者の場合）※
- ⑤ 消費税申出書（第9号様式）（事業者の場合）
- ⑥ 付近見取り図（案内図）
- ⑦ 配置図、平面図及び求積図（延べ面積）
- ⑧ 建物外観写真（建物まわり全ての外観）

※市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書がない場合、別の書類が必要になります。詳しくは建築行政課までお問い合わせください。

市より補助金の交付が決定したことを通知します。

決定通知書が届いてから診断に関する契約を結んでください。

耐震診断は、平成18年1月25日国土交通省告示第184号の別添による方法とする。またRC造及びSRC造は2次診断まで行ってください。

耐震診断が終了しましたら、速やかに完了報告書類を提出してください。

実績報告は、交付決定した年度の1月末までに提出してください。

- ① 実績報告書（第24号様式）
- ② 領収書の写し
- ③ 契約書又は請書の写し
- ④ 耐震診断書（耐震評点及び算定根拠）
- ⑤ 耐震評定書の写し（一定規模以上の場合必要）
- ⑥ 図面（耐震診断において使用・作成したもの）
- ⑦ 調査結果資料（写真、試験結果等）
- ⑧ 耐震診断結果報告書（木造以外）（第11号様式）
- ⑨ 請求書（第29号様式）

市で確認を行い、合格であれば補助金の確定を通知します。
後日、補助金が指定された口座に振り込まれます。

※非木造住宅補強計画策定事業の手続きについては別途お問い合わせください。



注意：パソコン用のページのため、携帯電話で閲覧する場合は、通信量が膨大になる可能性がありますのでご注意ください。また、通信料は利用者のご負担となります。

地震から命を守ろう

検索

ご注意ください！

補助制度を利用する場合は、事前の手続きが必要となります。手続きをする前に、業者との契約や業務に着手すると、補助の対象とはなりません。

※予算がなくなり次第、受付終了となります。R7年4月